安房南部区域農用地整備事業における真倉・青柳換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から安房南部区域農用地整備事業における真倉・青柳換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法(昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年３月 30 日

農林水産大臣　赤松　広隆

安房南部区域農用地整備事業における西長田換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から安房南部区域農用地整備事業における西長田換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年３月 30 日

農林水産大臣　赤松　広隆

安房南部区域農用地整備事業における山荻換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から安房南部区域農用地整備事業における山荻換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年３月 30 日

農林水産大臣　赤松　広隆

安房南部区域農用地整備事業における南条換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から安房南部区域農用地整備事業における南条換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年３月 30 日

農林水産大臣　赤松　広隆

安房南部区域農用地整備事業における古茂口・飯沼換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から安房南部区域農用地整備事業における古茂口・飯沼換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年３月 30 日

農林水産大臣　赤松　広隆

安房南部区域農用地整備事業における長田第２換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から安房南部区域農用地整備事業における長田第２換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年３月 30 日

農林水産大臣　赤松　広隆

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２６０号

大阪府東大阪市鳥居町６番25号

債務者　前田　尚士

1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７号

岡山県浅口市金光町上竹2185番地

債務者　櫛田　　達

1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４１号

岡山県倉敷市笹沖1139番地28　ＫＯＡビル203

債務者　松井　雅志

1　決定年月日時　平成22年３月16日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９０号

岡山県倉敷市田ノ上740番地１ガーディニア倉敷101号

債務者　金田喜三男

1　決定年月日時　平成22年３月16日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４２８５号

札幌市中央区北７条西13丁目１番地　エクセルシオール桑園シティ902号

債務者　池田　もえ（旧姓並河）

1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５５号

札幌市手稲区曙２条２丁目４番７―117号

債務者　荒川　文子

1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９８号

北海道北広島市大曲緑ヶ丘２丁目７番地４

債務者　的場　睦子

1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２８号

札幌市南区藤野４条６丁目７番１号

債務者　馬屋原美由紀

1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６９号

札幌市中央区南18条西７丁目２番25―902号

債務者　足立　光男

1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部